

令和２年度多摩市教育委員会重点事項について

令和２年度の教育委員会重点事項について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定に基づき、多摩市教育委員会の意見を申し上げます。

【はじめに】

多摩市教育委員会では、未来の多摩市のまちづくりを担う子どもたちを育成し、持続可能な社会を実現していくことが重要な課題と考えています。多摩市教育委員会の教育目標である「確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成」「学校・家庭・地域の連携と市民参加の拡充」「社会教育の振興と家庭教育の支援」を着実に遂行するとともに、すべての子どもたちが様々な状況の中でも、いきいきと学べる環境を整備することは、教育委員会の責務であると考えています。

令和２年度は、今年度スタートした第五次多摩市総合計画第３期基本計画の２年目です。第２期基本計画で「３つの取り組みの方向性」の１つとして位置づけていた「健幸まちづくり」をさらに推進していく基盤となる考え方に置き、３つの重点課題である「超高齢社会への挑戦」「若者世代・子育て世代が幸せに暮らせるまちの基盤づくり」「市民・地域と行政との新たな協働のしくみづくり」の解決に向けて歩みを進めていかなければなりません。また、東京２０２０オリンピック・パラリンピック競技大会の開催や市制施行５０周年記念事業の実施準備などを着実に進める重要な年度となります。

教育委員会においては現在策定を進めている「第二次多摩市教育振興プラン」の新たなスタートを切る年度であり、改訂版の達成状況を振り返りながら社会状況の変化（人口減少高齢化の進展、急速な技術革新、グローバル化）や教育をめぐる状況変化（不登校・いじめ、教員の負担の増大など）を踏まえ、多摩市の教育を推進していく方針です。

そのために、令和２年度の教育委員会においては、以下の施策を重視して取り組んで参りたいと考えています。

- (１) 学校施設の計画的な施設整備の推進について
- (２) 文化財資料の収蔵等における旧北貝取小学校跡地施設の整備について
- (３) 学校と地域の連携・協働の推進について
- (４) 図書館本館再整備事業の推進について
- (５) 特別な教育的支援を推進するためのピアティーチャーの配置について
- (６) オリンピック・パラリンピック教育の推進について
- (７) ESDの充実と発展について
- (８) 不登校児童・生徒への支援の推進について
- (９) 新たな「いじめ防止対策」に関する研究について

これらの各施策について、以下のとおり意見を述べます。

(1) 学校施設の計画的な施設整備の推進について

教育委員会では、多摩市教育振興プラン（改訂版）において、「学校の安全・安心な環境づくり」を基本施策に掲げ、老朽化した学校施設の改修に取り組んでいるところです。

学校の安全・安心な環境を確保するため、「第二次多摩市ストックマネジメント計画」に基づき、建設から30年を経過した学校を中心に、劣化度に応じて計画的に改修工事を進めているところです。現在、西落合小学校、聖ヶ丘中学校の大規模改修工事を実施するとともに、和田中学校の大規模改修工事に向けた基本・実施設計に取り組んでいます。また、トイレの洋式化工事や、特別教室、少人数学習室、多摩永山中学校体育館への空調設備の新設工事にも取り組みました。そのほか、学校施設の日常的な管理においては、雨漏りや空調機器の故障、プールの循環機器の不具合、遊具の更新、学校敷地内の樹木管理など、様々な課題・問題が突発的に発生し、緊急対応に追われている状況です。

学校施設の計画的な整備には、財源として国と都の補助金の活用が欠かせませんが、近年、国の補助金である学校施設環境改善交付金の不採択が続いており、令和2年度以降の採択の見通しは不確定な状況です。今後も大規模改修工事が続く中では、その財源確保が大きな問題となっています。

教育委員会としては、重点的な取り組みとして「学校施設・設備等の老朽化対応」を掲げ、計画的な施設改修を推進するため、今後とも財源確保に向けて国の補助金が交付されるよう、教育長会等を通じて強く働きかけていくとともに、老朽化した学校の大規模改修工事を計画的に実施するよう取り組んでいく予定です。更に、中学校体育館や特別教室の冷房化やトイレの洋式化工事等を、実施事業の精査に努めながら、進めていきたいと考えております。

(2) 文化財資料の収蔵等における旧北貝取小学校跡地施設の整備について

教育委員会が収蔵等している文化財資料類は、民俗・生活、埋蔵文化財、古文書等多岐にわたり、これらの文化財資料は、主に旧西落合中学校跡地施設等3箇所に分散して収蔵しており、学校の資料見学、体験学習対応、整理等も暫定活用しているこれらの施設で実施しています。

今後、旧北貝取小学校跡地施設に文化財資料の収蔵等の機能を集約して活用を図るべく、文化財資料に関する「規則」及び「基準」に基づき、多数ある埋蔵文化財資料、民俗・生活資料の再整理に取り組んでいます。特に、埋蔵文化財資料は国庫補助金を受け、平成31年度までの5ヶ年計画で、再整理及び活用事業を実施しており、今後も継続する予定です。

文化財資料の収蔵等の拠点という方針である旧北貝取小学校跡地施設は、適切な文

化財資料の保管・管理や調査・整理、活用等の効率性の点から、また、分散収蔵している現状では、学校教育との連携においても地域史を体系的に学習し、効果的な文化財の普及啓発等を展開しにくい状況であることから、再整理等を行い、一括収蔵することが重要と考えています。

しかしながら、旧北貝取小学校跡地施設の方針は、市民活動の拠点との併設であり、両者の整備に関して、「基本方針」が平成31年4月に決定され、引き続き、管理運営方針等の庁内での調整・整理等が課題となっています。

文化財の適切な保存と活用は、歴史、文化等の正しい理解と将来の文化向上のために市が行う責務があります。ついては、文化財資料の集約的収蔵と活用を図るため、収蔵施設として旧北貝取小学校跡地施設を整備・活用するに際して、本施設のあるべき姿について、市民活動等の関係所管課と協議・調整するとともに、29年度に実施した基本調査業務に基づき、管理運営方針（素案）の策定及び資料再整理等と並行して、施設の名称の決定、条例の制定等の作業を計画的に進めていきたいと考えています。

(3) 学校と地域の連携・協働の推進について

教育委員会では、児童・生徒の「確かな学力」の育成、また、学校・家庭・地域で「生きる力」を育むために、学校の教育活動を支援する学校支援地域本部の設置や、学校運営連絡協議会を生かした地域に開かれた学校運営の推進などに取り組んできました。

これらを基盤としながら地域とともにある学校運営を目指し、学校と地域が連携協働する仕組み（地域学校協働本部及び学校運営協議会）を導入するため、学校支援地域本部の核となる教育連携コーディネーターや、小・中学校の校長へ教育委員会として目指している方向及び仕組みについて説明し、各校で移行に向けた準備を進められるよう取り組んでいます。今年度は、学校支援地域本部から地域学校協働本部へは5校、学校運営連絡協議会から学校運営協議会には1校が移行しています。

本市では、全国学力・学習状況調査の質問紙にある、地域や社会に関わる設問に肯定的な回答をしている児童・生徒の割合が、東京都と比較して高くなっています。これは、ESDや登下校の見守り活動、地域未来塾など、地域と連携した教育活動に取り組んできたことがひとつの要因であると考えています。

学校と地域が連携して持続的に子どもたちの豊かな成長を育むためには、学校運営協議会と地域学校協働活動本部が両輪となった仕組みの導入及びその理解が欠かせません。しかしながら、この取り組みに対して地域の方や学校の教員の理解が不足している状況にあります。既に移行した学校の取り組み状況を伝え、地域住民ならびに教員の理解を得ながら、令和4年度までに全小中学校の段階的な移行を進めます。

これにより、学校と地域の連携・協働の持続可能な仕組みを構築するとともに、学校は地域の担い手として自覚を高め、また、地域づくりにつなげていく取り組みとして考えています。

(4) 図書館本館再整備事業の推進について

「多摩市公共施設の見直し方針と行動プログラム」での図書館本館再整備の位置づけ等を踏まえ、平成28年度に、分館や分室、学校図書館などを含めた図書館全体のサービス網と役割分担を整理し、多摩中央公園やパルテノン多摩などと連携しながら中央図書館が「知の地域創造」の拠点となることを目指す「多摩市立図書館本館再構築基本構想」（以下、基本構想）を策定しました。

その後、市議会特別委員会における議論により、整備予定地が多摩中央公園内に変更になったことを踏まえながら、基本構想の具体化に向けて、平成30年8月に「多摩市立図書館本館再整備基本計画」（以下、基本計画）を策定しました。基本計画では、中央図書館に求められる「敷地計画」「施設計画」「資料計画」「運営と管理計画」を定めました。そして、公募型プロポーザル方式で選定した基本・実施設計業務の受託者とともに令和元年7月に中央図書館の「基本設計」をまとめ、現在は「実施設計」の検討に取り組んでいるところです。

図書館を構成する3つの要素とは、「施設」「資料」「職員」と言われています。全市を覆う図書館サービスの中核機能を担う中央図書館の施設整備はもとより、中央図書館にふさわしい豊かで奥行きのある蔵書コレクションや、市民の様々な課題解決を支援するレファレンス相談業務などに従事する図書館司書職員の人材確保・育成が、図書館利用者に対するサービスの向上に繋がると考えます。

教育委員会では、令和元年度末までにまとめる実施設計業務を着実に進めるとともに、令和2年度からの建設工事についても計画通り進め、令和4年秋の開館を目指していきたいと考えています。

そのために、令和2年度は、中央図書館建設工事の着実な施工や、中央図書館の開館時に必要となる資料を3ヶ年に分けて段階的に調達するための資料購入費の予算化、図書館司書職員に人材確保、さらには、運営効率化を目指して導入する自動貸出機や自動返却機などのICT機器の調達経費や、建設予定地に立つ伐採木の積極的な活用に向けた経費の予算化などについて、引き続き市長部局と連携しながら具体的な協議を進めていきたいと考えています。

(5) 特別な教育的支援を推進するためのピアティーチャーの配置について

令和元年度のピアティーチャーの配置は、学級数に応じて各学校に配当した予算により、全校に配置しました。ピアティーチャーの活用の主な内容は、通常の学級に在籍する支援を要する児童・生徒の個別指導の補助であり、また、入学当初の小学校1年生の生活適応支援など、時期を捉えた活用が見られました。

こうしたピアティーチャーの配置と活用は、学校において、より多くの眼で児童・生徒を見取る指導面での充実とともに、教員の負担軽減においても有効な人的支援と

なっています。さらに、児童・生徒及び学校の状況に応じて予算を追加配当しており、学校からのニーズは高い状況です。

通常の学級に在籍する支援を要する児童・生徒数は、増加傾向にあります。通常の学級に在籍し、特別支援教室を利用する児童・生徒は、44人、(平成30年度441人から31年度485人)増加しました。また、通常の学級に在籍していても、医療的ケアを要する児童・生徒や、就学判定で「特別支援学校や特別支援学級(固定学級)への就学が適切」とされたが、保護者の強い希望で通常の学級に在籍する児童・生徒も存在します。さらに、障害者差別解消法に基づく合理的配慮の提供を踏まえると、今後、ピアティーチャーの配置に対する学校や保護者の要請は高まっていくことが想定されます。

教育委員会では、「多摩市特別支援教育推進計画」に基づき、効果的な事業の展開とピアティーチャーの配置を実施していきたいと考えています。また、会計年度任用職員への移行に当たっては、適正な勤務条件を確保するとともに、教員の指導の下で、支援を要する児童・生徒に寄り添うための補助スタッフとして活躍することを望んでいます。

(6) オリンピック・パラリンピック教育の推進について

オリンピック・パラリンピック教育の重点事項である5つの資質・能力(ボランティアマインド、障がい者理解、スポーツ志向、日本人としての自覚と誇り、豊かな国際感覚)を育成し、また、東京2020大会以降も学校の特色として長く続けていく教育活動「学校2020レガシー」を構築するため、①自転車ロードレースの市内での観戦・応援、②東京都によるオリンピック・パラリンピック競技観戦、③中学校生徒のライブサイト会場等でのボランティア活動への参加④聖火リレーへの協力・応援、⑤コミュニティライブサイトへの協力、⑥五輪ホストタウン相手国のアイスランド共和国との交流事業の6つを多摩市立学校の取り組みとして設定し、推進委員会を立ち上げ具体的な実施の方策を検討しています。

東京2020大会が開催される令和2年度は、オリンピック・パラリンピック教育において、「観る」「する(体験・交流)」「支える」を重視した取り組みの実現が求められます。これを踏まえ、東京都では、オリンピック・パラリンピックの観戦事業や中高生のボランティア活動参加事業を進めています。教育委員会では、こうした取り組みに積極的に参加していくとともに、自転車競技ロードレースの全校観戦の実現など、多摩市独自の取り組みを進めているところです。オリンピック・パラリンピック教育の集大成を迎えるに当たり、全ての児童・生徒が大会に関わり、体験や活動を通じて学ぶことができるよう、計画的・継続的に教育を展開していく必要があります。

自転車競技ロードレースは夏季休業日中に実施されることから、市内全校の児童・生徒がロードレースを観戦するために、令和2年度の教育課程編成を特別なものにする必要があります。また、ロードレースについての理解を深めるために、選手派遣や資料の作成による事前学習の実施や、観戦を通じたレガシーの構築のために事後学習を実施し、児童・

生徒のレポートや横断幕等をレガシーとして残していくこと、さらに、ロードレースの観戦に当たっては、児童・生徒の熱中症対策や不審者対応等の警備体制の構築など、安全面の確保も課題となります。

教育委員会では、市内で開催される自転車競技ロードレースを市内全校の児童・生徒による観戦で盛り上げるとともに、競技観戦を児童・生徒の心に残るものとするため、各学校への物的・人的な支援を行い、安全面の確保のための十分な対策を講じていきます。また、他課との連携・協力の下に、アイスランド共和国や自転車競技ロードレース選手の派遣による交流事業を実施し、児童・生徒の多様なスポーツへの興味・関心を高めるとともに、オリンピック・パラリンピックの感動を味わわせたいと考えています。

(7) ESDの充実と発展について

平成21年度より市内全公立学校がユネスコスクールに加盟し、「2050年の大人づくり」をスローガンにESDに取り組んでいます。各校では総合的な学習の時間を中心に、ESDカレンダーを作成し、持続可能な社会の担い手となる教育を展開しています。

また、平成27年度からはESDの発展・充実期として、毎年「多摩市子どもみらい会議」を実施し、各学校のESDの取り組みについて児童・生徒が発表を行い、その発表を踏まえた児童・生徒による話し合いから、多摩市の未来の姿について、保護者・地域・企業・行政の人々にメッセージとして発信しています。

学習指導要領（文部科学省 平成29年3月公示）には、学校教育を通じて目指す児童・生徒像、社会像として「持続可能な社会の創り手」が示され、学校教育全体で持続可能な開発のための教育（ESD）を推進する重要性が高まっています。

また、2015年9月に国連加盟国で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の「持続可能な開発目標 SDGs」には、「4 質の高い教育をみんなに」という目標があり、教育の分野におけるESDの推進は、SDGsの全ての達成のために貢献できる重要なものとなっています。

市内小・中学校は、令和元年度「多摩市子どもみらい会議」をもって、全校が発表を終え、一つの節目を迎えます。それに伴い、来年度以降の「多摩市子どもみらい会議」の在り方について検討する必要があります。また、「多摩市子どもみらい会議」は、各校のESDの取り組みを市内全校へと有機的につなげていく場でもありましたが、発表校以外の学校への成果の発信や、小学校と中学校とのつながりについては課題が残りました。今後、市全体としてESDを推進し、発展・充実していくためには、市内全校が一体となって進める子どもみらい会議の運営や、児童・生徒のESDの取組及び成果の発信方法の一層の充実が求められます。

教育委員会では、次年度以降の「多摩市子どもみらい会議」においては、中学校区ごとに実態や特色を生かしたESDの取り組みの成果発信を実施し、小・中学校間のESDを通じたつながりを一層有機的なものにし、義務教育9年間を通じた「持続可能な社会の創り手」の育成を推進していきたいと考えています。

また、「多摩市子どもみらい会議」で決定した行動宣言や各校のESDの取り組みの成

果を、実践事例集「子どもが創る 多摩市のみらい」やチラシ「多摩っ子 ESD」（仮称）等の配布を通じて、児童・生徒や保護者、地域や企業、行政、さらには、近隣の大学に広く発信し、オール多摩で持続可能な社会づくりに取り組んでいきます。

（８） 不登校児童・生徒への支援の推進について

多摩市立教育センターにおいて、適応教室「ゆうかり教室」での学校や家庭、関係機関等と連携した社会的自立を目指した指導を実施しています。平成30年度は通室者52人（小学生：8人、中学生：44人）のうち、中学3年生13人全員が高校進学することができました。また、同センターの「教育相談室」において、臨床心理士による児童・生徒の心のケアや保護者のカウンセリングを実施しています。平成30年度の不登校を主訴とした相談実数は117件（相談総数392件）ありました。この他、教育指導課において、毎月、各学校に提出を求めている「長期欠席等状況報告書」を基に不登校の現状を把握し、生活指導主任会等において情報共有するとともに、必要に応じて学校に対し、個別の指導・助言を実施しています。

平成21年度以降、本市の不登校児童・生徒数は、4%の出現率を超え、深刻な状況にあります。（平成30年度 小学校：0.84%、中学校4.03%）

平成30年度の不登校児童・生徒数は、小学校で60人、中学校で120人であり、このうち、体験通室を含め「ゆうかり教室」を利用した中学生は約3分の1と利用率としては低い状況でした。また、「学校外・学校内による相談等を受けていない」不登校児童・生徒も少なからずおり、教育センター及び学校における相談や支援の更なる整備・充実が望まれるところです。

不登校の要因については、「家庭に係る状況」や「いじめを除く友人関係をめぐる問題」、「学業不振」や「入学・転編入学、進級時の不適応」等、複雑化・多様化しています。こうした多様な要因・背景を踏まえ、保護者や関係機関等と連携を図り、個々の児童・生徒の実態に応じた支援、ひいては、実態に配慮した教育課程の編成・実施をしていくことが課題としてあげられます。また、教育機会確保法及び学習指導要領に示された不登校児童・生徒への配慮を踏まえ、個々の学習状況に合わせた個別学習やグループ別学習等、指導方法や指導体制の工夫・改善を進め、学力及び学びの場の保障をしていくことが課題となっています。

本市の不登校の状況について、小学校と中学校を比較すると、出現率・復帰率を含めて、中学校での対応を急ぐ必要があります。また、各学校の対応力を向上するとともに、不登校児童・生徒の学びの場を充実していくことが重要であると考えています。

教育委員会では、これらの必要性和重要性に鑑み、不登校対策について総合的に考える「不登校対策検討委員会」を組織し、「不登校総合対策」を策定するとともに、総合対策を基に学校の不登校対応の改善を図っていきたいと考えています。さらには、eラーニングを導入し、不登校児童・生徒の社会性やコミュニケーション能力の育成を含む、学びを確立するシステムづくりの推進、ひいては、適応教室の授業の充

実を図っていきたいと考えています。

(9) 新たな「いじめ防止対策」に関する研究について

本市において、平成30年度のいじめ認知件数は小学校1103件、中学校103件あり、昨年度と比べ、小学校は3倍、中学校は2.5倍増となっています。また、小学校では不登校につながるいじめ事案が1件発生しております。

教育委員会は、いじめの未然防止等について、校長会、副校長会、生活指導主任会等において研修等を毎年度実施し、学校の対応への指導・助言を継続していますが、現状に鑑みると、十分な成果を収めているとは言えない状況です。

いじめは、どの学校どの学級でも起こり得るという認識の下に、いじめが発生しにくい学校や学級の実現を追求することが、学校におけるいじめ防止対策の基本となります。

「いじめ総合対策【第2次】」（東京都教育委員会）には、「いじめが起こりにくい学校・学級にするためには、教職員と児童・生徒との信頼関係に支えられた温かい環境の中で、「学び合いのある授業」を中核として、児童・生徒に人権意識や規範意識を身に付けさせるとともに、豊かな人間関係の中で、自己肯定感を高めたり、自尊感情を育んだりする指導を重視することが大切である」と示されています。

このことを踏まえ、今年度の初任者研修において「学級経営の基礎・基本」をテーマに講義等を実施しました。また、令和2年度教育課程編成ビジョンでは、確かな学力の育成を図る視点の一つに「アクティブ・ラーニングを取り入れるための学級指導の充実」を掲げ、学級経営の充実に向けた取り組みを推進しています。

いじめの未然防止の充実と早期発見・早期対応の強化に向けて、学級満足度尺度、学校生活意欲尺度、ソーシャルスキル尺度を把握する教育・心理検査（hyper-QU）の実施による客観的なデータを基に、学校がどのような取り組みを進めていくかを効果的に考察する上で、講師等からの指導・助言が必要であると考えます。

いじめや不登校、学級の荒れの予兆を事前に把握することは、いじめ防止等のみならず、新学習指導要領の基本方針の一つである、児童・生徒同士が主体的・協働的に学び合う授業づくり、いわゆる「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進にも寄与するものと考えます。

教育委員会では、教育・心理検査（hyper-QU）の実施及び分析を通して、児童・生徒一人ひとりの実態を客観的かつ総合的に認識し、確かな児童・生徒理解に基づいたいじめの未然防止の取り組み及び、学校における「学び合いのある授業」の実現を図っていきたいと考えています。

【むすびに】

多摩市教育委員会には、未来を担う子どもたちが「生きる力」を持ち「持続可能な社会」を構築できる大人になるための教育を行う責務があります。

本市の財政状況は、中長期的には人口減少が見込まれることに加え、高齢化の進行等により1人当たりの納税が減少することが想定されるなど、先行きを厳しく見据える必要があります。また、引き続き増加する社会保障関係経費のほか、公共施設や都市基盤の老朽化対応など、財政負担が増大することが見込まれており、近年続いている経常経費の増加に歯止めをかけ、効率的で持続可能な行政運営の確立を図っていかねばなりません。

教育委員会としても持続可能な多摩市を将来世代に引き継いでいくため、事務事業等の見直しを行いながら「行財政改革の推進」及び「多摩市公共施設の見直し方針と行動プログラム」の取り組みを進めていかねばならないと認識しております。しかしながら、教育環境や教育条件を改善し、教育の振興を進め、子どもたちの「生きる力」を育むこと、更には、豊かな地域づくりに向け、家庭や地域の大人たちの気づきや学びを支えることを通して、多摩市が目指すまちの姿のひとつである「子育て・子育てをみんなで支え、子どもたちの明るい声がひびくまち」及び「みんなで楽しみながら地域づくりを進めるまち」が実現するように努めなければなりません。

子どもたちの未来及び豊かな地域社会を創造するために、多摩市の教育環境や教育活動が更に向上するよう、必要な措置が講じられますよう、切に要望いたします。

現在の情勢を踏まえながら、今年度策定中であり来年度から実施予定の計画である、第二次多摩市教育振興プランや第五次多摩市総合計画第3期基本計画の実行に滞りのないよう、知恵を出し合い、教育行政を推進します。引き続きご理解とご尽力を賜りますようお願い申し上げ、多摩市教育委員会の意見とさせていただきます。

令和元年11月20日

多摩市教育委員会